

## 議第二百二十七号

### 岐阜県職員退職手当条例の一部を改正する条例について

岐阜県職員退職手当条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和六年十二月三日提出

岐阜県知事 古田 肇

### 岐阜県職員退職手当条例の一部を改正する条例

岐阜県職員退職手当条例（昭和二十八年岐阜県条例第四十一号）の一部を次のように改正する。

第十条第十一項第四号中「職業」を「安定した職業」に改め、同条第十四項中「次の各号に掲げる退職手当ごとに、当該各号に定める」を「雇用保険法第五十六条の三第一項第一号に該当する者に係る就業促進手当について同条第四項の規定により基本手当を支給したものとみなされる日数に相当する」に改め、各号を削る。

附則第四項中「引き続き日本電信電話株式会社」の下に「（日本電信電話株式会社等に関する法律第一条の二第一項に規定する日本電信電話株式会社をいう。以下この項において同じ。）」を加える。

附則第十七項中「令和七年三月三十一日」を「令和九年三月三十一日」に改める。

### 附 則

- 1 この条例は、令和七年四月一日から施行する。
- 2 改正後の第十条第十一項（第四号に係る部分に限り、同条第十五項において準用する場合を含む。）の規定は、退職職員（退職した岐阜県職員退職手当条例第二条第一項に規定する職員（同条第二項の規定により職員とみなされる者を含む。）をいう。以下同じ。）であつてこの条例の施行の日以後に安定した職業に就いたものについて適用し、退職職員であつて同日前に職業に就いたものに対する就業促進手当に相当する退職手当の支給については、なお従前の例による。

## 提 案 説 明

国家公務員退職手当法の一部改正に鑑み、国家公務員に準じて雇用機会が不足していると認められる地域に居住する一定の退職者に係る失業者の退職手当の給付日数の延長に関する暫定措置を延長する等のため、この条例を定めようとする。